

橋本市都市計画審議会運営に関する要領

1. 趣旨

この要領は、橋本市都市計画審議会運営規則第8条の規定に基づき、橋本市都市計画審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

2. 会議の公開

会議はこれを公開する。ただし、会長は、委員からその旨の申出があったときは、審議会の会議に諮り、出席した委員の3分の2以上の多数で議決したときは、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

3. 傍聴の手続き

審議会を傍聴しようとする者は、傍聴する議案並びに自己の住所、氏名及び年齢を傍聴人受付名簿に記載し、指定された傍聴席に着席しなければならない。

4. 傍聴人の定員

傍聴人の定員は、10名以内とする。ただし、会長が必要と認めたときには、この限りでない。

5. 傍聴人の決定

傍聴希望者が傍聴定数を超えた場合は、先着順により決定する。ただし、先着順によりがたい場合は、抽選によることができる。

6. 傍聴席

傍聴席は、会長が指定する。

7. 傍聴人が守るべき事項

傍聴人は、次の事項を守らなければならない。

（1）静粛に傍聴することとし、騒ぎ立てたり、審議内容に対して公然と可否を表明しないこと。

（2）会場において、写真撮影、録画、録音等をしないこと。

ただし、報道の任務にあたる者については、会長の許可を得た場合は、この限りでない。

（3）会場において、飲食又は喫煙しないこと。

（4）会場において、携帯電話等の無線機器を使用しないこと。

（5）上記に掲げるもののほか、審議を妨害する行為をしないこと。

8. 傍聴人の退場

（1）傍聴人が、この要領に違反していると認められる場合は、議長は、これを制し、その制止に従わないときは、当該傍聴人を退場させることができる。

(2) 2.の規定により審議会の会議を非公開としたときは、議長は傍聴人を退場させるものとする。

9. 委任

この要領に定めるもののほか、会議の公開に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成19年2月22日から施行する。